

# 令和5年度（2023年度） 箕面市健診器具滅菌業務等委託 仕様書

## 1 委託名

令和5年度（2023年度） 箕面市健診器具滅菌業務等委託

## 2 委託内容

(1) 市内小学校、中学校、幼稚園及び保育所並びに市教育委員会で使用する健診器具の滅菌業務並びに使用箇所への配送、回収、保管。

(2) 健診器具については、箕面市で所有するものを使用する。

(3) 本市所有数

	本市所有数
舌圧子	※必要数（使い捨て・個包装）を市が購入
探針	700
ハルトマン	1,050
和辻	3,943 (S1875、M1593、L475)
耳鏡	3,876 (S1030、M2506、L340)
耳用ピンセット	15
歯鏡	16,000

(4) 使用箇所の所在地等・・・別紙1のとおり

(市内小学校、中学校、幼稚園及び保育所並びに市教育委員会)

## 3 委託期間

入札日の翌日～令和6年(2024年)3月31日

## 4 予定数量（総量）

	予定数量（総量）	備考
鼻鏡（和辻）	9,500	10本単位で密封包装
鼻鏡（ハルトマン）	3,500	10本単位で密封包装
耳鏡	8,000	10本単位で密封包装
歯鏡	16,000	30本もしくは10本単位で密封包装
探針	1,250	10本単位で密封包装
耳用ピンセット	10	1本単位で密封包装

## 5 健診等の時期・・・詳細は別紙2

(1) 小学校、中学校、幼稚園及び保育所の定期健診

令和5年(2023年)4月～6月（小学校、中学校、幼稚園）

5月～6月、10月～11月（保育所）

(2) 就学时・就園時健康診断

令和5年(2023年)11月上旬～12月上旬(予定)

6 配送・回収先

(1) 小学校、中学校、幼稚園及び保育所の定期健診

- ・各校園所へ配送、回収を行う。
- ・すべての定期健診終了時には、滅菌処理後、市教育委員会へ配送する。ただし、歯鏡については、市教育委員会の指示に従い、各校園所へ配送する。

(2) 就学时・就園時健康診断

- ・市教育委員会へ回収し、滅菌処理後、市教育委員会へ配送する。

(3) 業務開始・終了時の保管先

- ・市教育委員会  
(ただし、歯鏡については、市教育委員会の指示に従い、各校園所で保管)

7 配送日及び数量の指示

(1) 原則、健診2日前までに配送し、翌日以降に回収する。

(2) 詳細は、別紙2策面市健診日程に基づき、あらかじめ市教育委員会へ日程表を提案し、協議のうえ、確定するものとする。ただし、学校から日程・数量の変更等があった場合は、市教育委員会からの連絡に基づき対応すること。

8 滅菌処理等

(1) 各校園所から回収した健診器具は受託業者において滅菌処理を行い、滅菌処理後、密封包装すること。

(2) 密封包装の単位については、原則、次のとおりとする。

	密封包装単位
鼻鏡(和辻)	10本単位で密封包装
鼻鏡(ハルトマン)	10本単位で密封包装
耳鏡	10本単位で密封包装
歯鏡	10本単位で密封包装
探針	10本単位で密封包装
耳用ピンセット	1本単位で密封包装
歯鏡	30本もしくは10本単位で密封包装

9 その他

(1) 現在、市教育委員会で保管している状態は、次のとおりである。

- ①舌圧子・・・定期健診に向け、使い捨て・個包装を必要数を市教育委員会で購入し、各校園所へ配布している。

- ②歯 鏡・・・定期健診に向け、滅菌済み器具を100本ずつカストに入れ、原則として必要数を各校園所に配布している。
- ③その他の健診器具・・・原則として滅菌済み器具を密封包装単位でカストに入れ、市教育委員会で保管している。
- (2) 各校園所へ器具を配送する際、健診時、健診器具を置くカストや膿盆に敷く覆布も必要枚数を同時に配布すること。
- (3) 各校園所での受領、受け渡しを円滑にできるよう、各校園所における対応フロー、マニュアル等を作成すること。ただし、各校園所において行う使用後の器具の取り扱いは、一次消毒・一次洗浄とし、あらかじめ市教育委員会と協議のうえ、確定するものとする。
- (4) 配送・回収は、運送業者の手配でも構わない。ただし、あらかじめ運送業者（法人名、連絡先、責任者等）を市教育委員会へ知らせること。
- (5) 業務を行うに当たり、健診器具に破損等がある場合は、速やかに市教育委員会へ報告し、使用不可となった健診器具については、市教育委員会の指示に基づき受託者において処分すること。なお、処分費用は受託者負担とする。
- (6) 各校園所の健診日程に変更が生じた場合には、市教育委員会と協議のうえ、配送・回収等の日程を再調整すること。